

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人油空圧機器技術振興財団（以下「本財団」という。）定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人の主たる事務所において常時勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常時勤務する役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、毎月の報酬及び賞与を支給するものとする。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第5条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 4 報酬の支給は、法令に基づき控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接その者に支給する。
- 5 報酬の支給の時期は、常勤役員については毎月25日、賞与については6月25日及び12月10日とする。ただし、報酬の支給日が休日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支払う。その他の役員等の報酬については、会議出席の都度とする。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員の報酬額は、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、会議出席の都度10,000円とする。

- 2 監査に係る監事の当日報酬額は、20,000円とする。
- 3 常勤理事の報酬額の上限は、650万円とする。
- 4 非常勤役員の報酬額は、会議出席の都度10,000円とする。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める役員及び職員退職金規程によるものとする。

(費用)

第6条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として定期券等購入費の実費を支給する。

3 役員等の旅費については、理事長が理事会の承認を得て、別に定める旅費支給規程により支払うことができる。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成28年3月2日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年6月23日から施行する。

附則

この規程は、令和2年3月26日から施行する。